

## 協定書

東京都を甲、社会福祉法人東京都社会福祉協議会を乙とし、甲乙間において、次の各条項により協定を締結する。

なお、本協定における乙の実施主体は、乙が運営する「東京ボランティア・市民活動センター」とする。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携して取り組む「東京 能登半島地震被災者支援ボランティアパッケージ」のプログラム等（以下「共催事業」という。）の実施に当たり必要な事項を定め、被災地の早期の復旧及び復興を支援することを目的とする。

### (協定期間)

第2条 この協定の期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

### (事業内容)

第3条 共催事業の概要は、別紙1「事業計画」のとおりとする。

- 2 共催事業の実施内容については、甲乙協議の上、確定するものとする。
- 3 共催事業の内容を変更しようとするときは、事前に甲乙で協議を行い、変更するものとする。ただし、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。
- 4 前項に定める協議は、書面により行うものとする。

### (業務分担)

第4条 甲、乙の業務分担は、次のとおりとする。

- (1) 甲の業務分担
  - ア 共催事業に関する企画、立案及び実施に関する調整
  - イ ボランティアの募集・決定に関する調整
  - ウ 被災地の自治体等との調整
  - エ 広報に関する協力
  - オ その他共催事業の実施に必要な事項
- (2) 乙の業務分担
  - ア 共催事業に関する企画、立案及び実施
  - イ ボランティアの募集・決定
  - ウ 関係機関との連絡調整（甲の分担業務に関する事項を除く。）
  - エ 広報全般（甲の分担業務に関する事項を除く。）
  - オ 業務の経理

- カ 支援実施報告
- キ その他共催事業の実施に必要な事項

(第三者への委託の取り扱い)

第5条 甲及び乙は、共催事業の実施に当たり、第三者への委託を行う場合には、事前に協議を行うものとする。

(経費の分担)

第6条 共催事業の予算については、別紙2「予算書」とおりとする。

2 甲は、共催事業の経費として金7,500,000円を上限として負担することとし、乙の請求に基づき、甲が乙に対して概算払により支出する。

(負担金の減額)

第7条 甲は、前条第2項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、負担金を減額することができる。

- (1) 乙が、事業計画記載の事業のうち、全部又は一部を実施しなかったとき。
- (2) 乙が、本協定書に反して事務を処理したとき。

(経理)

第8条 事業の経理は、第6条第1項に定める予算書に基づき、共催事業に係る経理を行う。

2 乙は、共催事業の経費と他の経費を区分して処理する。

3 乙は、共催事業に係る収入及び支出を明らかにするために帳簿を整え、証拠書類を適正に管理するものとする。

4 甲は、隨時、前項に定める経費について、乙に対して隨時帳簿等の閲覧を求め、又は調査をすることができる。

(事業報告及び決算報告)

第9条 事業が終了したときは、乙は、速やかに精算を行い、事業実績報告書、収支決算書及び証拠書類その他甲の必要と認める書類を甲に提出する。

(負担金の確定)

第10条 甲は、前条の規程による報告書を受けた場合において、その内容を精査し、適正と認めたときは、負担金の額を確定し、乙に通知する。

(解除)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲はこの協定を解除することができる。

(1) 甲において、公益上の見地から共催事業を中止する必要が生じたとき。

(2) 乙の事業執行上、甲の共催事業としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規程に基づき、甲がこの協定を解除したため乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償責任及び責任分担等)

第12条 甲又は乙が、本協定書に違反し、相手方に損害を与えたときは、その損害の全てにつき責任を負う。

2 甲又は乙が、故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

(負担金の返還)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合、期日を定めて負担金の返還を命じる。

(1) 甲が第7条の規程により負担金を減額した場合において、既に乙にその額を超える負担金が支出されているとき。

(2) 甲が第10条の規程により負担金の額を確定した場合において、既に乙にその額を超える負担金が支出されているとき。

(3) 甲が第11条第1項の規程により解除した場合において、既に乙に負担金が支出されているとき。

(延滞金及び違約加算金)

第14条 甲が前条の規程により乙に負担金の返還を命じた場合において、乙がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 甲が前条第3号の規程により乙に負担金の返還を命じた場合においては、乙はその命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第15条 甲が前条第1項の規程により乙に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した場合によるものとする。

2 甲が前条第2項の規程により乙に加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金

額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた負担金の額に充てるものとする。

(個人情報の取扱い、情報セキュリティ及び事故等の対応)

第16条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を相互に共同して利用する。この際、甲及び乙は、共同して利用する個人情報の項目、甲と乙において共同利用する旨、共同利用する目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。
- 3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報および以前甲の規定により共同して利用する個人情報の取り扱いについて、関連法令等、各々が定めるプライバシーポリシー及び情報セキュリティに関する安全管理措置（マニュアル）等に定める規定を遵守し、適正に管理を行う。
- 4 甲は、隨時、乙が保有する個人情報の取扱い等について、前項の規定に基づき適正に管理されているかを調査することができる。
- 5 個人情報の取り扱いに関して、甲及び乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 6 甲及び乙は、分担業務において個人情報の漏えいや情報セキュリティに関する事故及び共催事業に係る事件・事故等が発生した場合は、相互に速やかに報告を行うものとする。
- 7 前項の規定に基づき、甲及び乙は、事件・事故等が発生した時の連絡体制について、相互に書面により保有するものとする。
- 8 甲及び乙の一方が、他方の保有する個人情報の取り扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取り扱いに係る管理状況について、当該他方に文書で報告する。
- 9 甲及び乙は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。

(印刷物の承認)

第17条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(帳簿及び関係書類の整理保管)

第18条 乙は、共催事業に係る収入、支出を記載した帳簿及びその他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管するものとする。

- 2 前項の規定による整理保管は、乙が解散した場合には、乙の清算法人等において行うも

のとする。

(協議)

第19条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めがない事項については、  
その都度、甲乙が協議してこれを決定する。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を保管する。

令和6年 3月 1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
甲 東京都  
代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区神楽河岸1番1号  
乙 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
代表者 会長 木村 恵司

## 協定変更協議書

東京都（以下「甲」という。）及び社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、令和6年3月1日付で締結した協定について、下記のとおり、変更する。

### 記

#### 1 変更理由

本事業の経費について、第6条第2項により概算払で支払うこととしていたが、概算払による資金によらず事業の実施が可能であることから、確定払による支払に変更する。

#### 2 変更内容

##### （1）経費の分担（協定書第6条第2項）

変更前：甲は、共催事業の経費として金7,500,000円を上限として負担することとし、乙の請求に基づき、甲が乙に対して概算払により支出す。

変更後：甲は、共催事業の経費として金7,500,000円を上限として負担することとし、乙の請求に基づき、甲が乙に対して一括して支出す。

##### （2）負担金の返還（協定書第13条）

変更前：（2）甲が第10条の規程により負担金の額を確定した場合において、既に乙にその額を超える負担金が支出されているとき。

（3）甲が第11条第1項の規程により解除した場合において、既に乙に負担金が支出されているとき。

変更後：（削除）

（2）甲が第11条第1項の規程により解除した場合において、既に乙に負担金が支出されているとき。

##### （3）延滞金及び違約加算金（協定書第14条）

変更前：甲が前条第3号の規程により乙に負担金の返還を命じた場合においては、

変更後：甲が前条第2号の規程により乙に負担金の返還を命じた場合においては、

甲及び乙は、本協定変更協議書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を保管する。

令和6年3月6日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
代表者 知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区神楽河岸1番1号  
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
代表者 会長 木村 恵司